

関連会社の会計方針の統一について

1. 経緯

連結財務諸表上、関連会社の会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」とする。）については、「原則として統一することが望ましい」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」第5項）とされている。この取扱いは、本来的には企業集団の姿を適切に表現するため、原則として統一すべきであるが、他の支配株主又は合弁相手が存在するため、関連会社に投資会社の会計方針を採用させることが困難な場合もあること、また、持分法適用時に修正を行うことは実務上、煩瑣であることなどから、連結原則は会計処理基準の統一を要求していないことによる（同指針第36項参照）。

しかしながら、平成10年に同指針が公表されて以降、連結決算手続全般に関する実務が定着するための十分な期間が経過したものと考えられる。また、平成18年5月には実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され、在外子会社の会計方針について整備がなされた。このように、関連会社の会計方針を取り巻く様々な状況に変化が見られることから、今般、この見直しを検討してはどうか。

(*)なお、この論点は、2005年7月に公表された欧州証券規制当局委員会（CESR）の同等性評価に関する技術的助言において、開示B（IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響（損益又は株主持分への税引前後の影響）の表示）が求められる項目となっている。

2. 検討内容

関連会社については会計方針を「原則として統一することが望ましい」とする現在の取扱いを、「原則として統一する」ものとして整理することの検討



- ・ 関連会社の会計方針の統一に関する、実務上の負担などについての検討
（「原則として統一する」ものとしても、実務上の負担を配慮し、在外関連会社については、実務対応報告第18号と同様に日本基準と同様の情報を提供できる会計基準を認める等の当面の取扱いを設けるかどうか）

3. 作業計画（案）

本件については、実務対応報告第18号と同様に、実務対応専門委員会で審議を行う（メンバーについては別添のとおり）。

平成19年6月 実務対応専門委員会での審議開始（月1～2回）

平成19年後半 公開草案

企業会計基準委員会 実務対応専門委員会 名簿

	氏 名	備 考
専門委員長	逆 瀬 重 郎	企業会計基準委員会 副委員長（常勤）
専門委員	西 川 郁 生	企業会計基準委員会 委員長（常勤）
専門委員	新 井 武 広	企業会計基準委員会 委員（常勤）
専門委員	小 宮 山 賢	日本公認会計士協会 常務理事（ ）
専門委員	秋 葉 賢 一	企業会計基準委員会 主席研究員
専門委員	大 橋 裕 子	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	石 川 和 正	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	岩 野 正 憲	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	小 堀 一 英	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	中 根 正 文	企業会計基準委員会 研究員
オブザーバー	梅 本 周 吉	旭硝子株式会社 上席執行役員 財務企画室長
オブザーバー	常 原 二 郎	日産自動車株式会社 経理部 連結会計グループ 主担
オブザーバー	古 内 和 明	監査法人トーマツ 公認会計士

（ ）企業会計基準委員会委員（非常勤）